

免許更新制度の講習について

— 私立学校養護教諭の実態から —

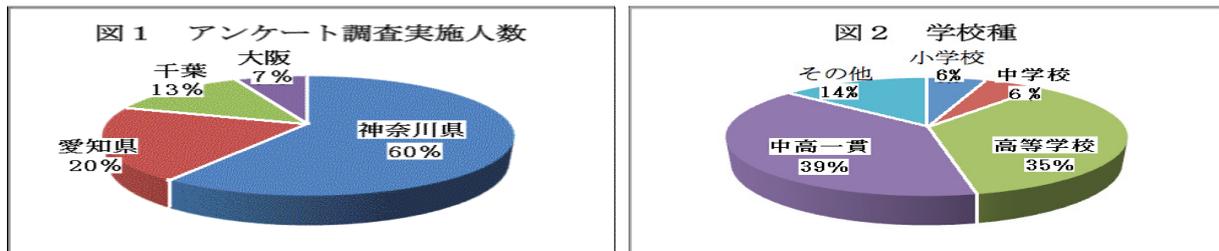
勝 崎 由 美 (法政大学第二中学校)

◆はじめに

教員免許更新講習は、2008年度「予備講習」が施行された。養護教諭は、学校保健関連の専門分野のみを受講するカリキュラムとなっているため、開講されている講習数が非常に少なく、受講自体が困難な状況であった。文部科学省からは、「2009年度からの正規の講習を受講するように」と指示されたが、その時点での養護教諭の不安は非常に大きなものであった。今年度は多くの教員養成機関等が講習を開講し内容も多岐にわたる題材が設定されて、その不安は解消されつつあるものの、本講習が私立学校の養護教諭にどのように受け止められ、日々の実践にどのように生かされているのか、という点については、十分検討されていない現状がある。養護教諭は、現在、多くの学校で1名配置（例えば、中高一貫校等で1名の場合は0.5名配置）となっている。したがって、10年に一度のこの機会が1名の養護教諭にどのように受け止められ、どのように日々の実践に生かされていくべきなのか、ということをはっきりとすることは、私立学校の養護教諭における今後の実践と研修の方向性を検討する上で有益な情報を提供してくれるはずである。そのため、養護教諭の日常の職務の実態と併せて上記の諸点を明らかにしたいと考えた。しかしながら、この新しい制度は早くも廃止する方針が固まったとの報道も見受けられる（朝日新聞2009.10.14）。したがって、本報告では、広く養護教諭の資質向上に必要な研修とはどのようなものなのか、ということを考えてみたい。

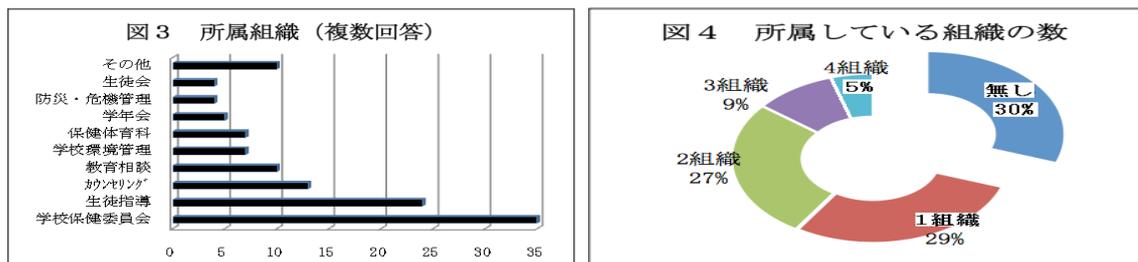
◆アンケート調査について

今回は、図1のように神奈川県を中心にアンケートを実施した。また、日本私学教育研究所主催の8月に開催された講習会⁽¹⁾の受講者の方々にもご協力いただいた（総数105名）。学校種は図2のとおりである。



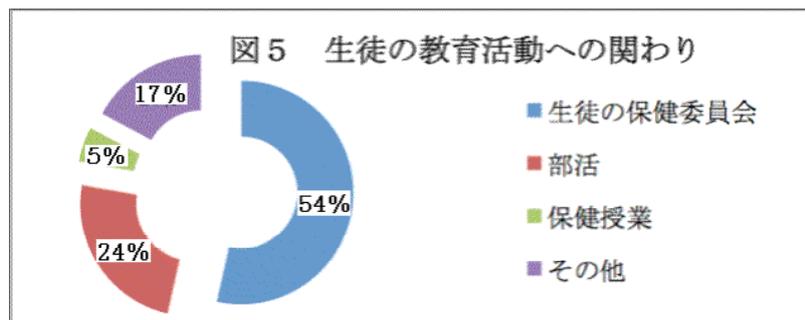
1. 養護教諭の職務状況

養護教諭の主たる職務は保健室に来室する児童生徒への対応であり、子どもが学校管理下にいる間は保健室に在室している必要があるものの、学級担任や保護者などとの連携が求められるケースも急増している。そのような状況は、養護教諭が種々の校内組織、校務分掌を担当しているという様子からも窺えた(図3, 4)。だが、30%はどの組織にも所属することなく、学校保健活動推進の場が保健室のみにとどまっている現状も見受けられた(図4)。



養護教諭の職務は「児童生徒の養護をつかさどる」とあり、平成20年の中央教育審議会答申でその役割が例示された。その内容は、①救急処置、健康診断、疾病予防などの保健管理、②保健教育、③健康相談活動、④保健室経営、⑤保健組織活動である。さらに、「学校保健活動推進の中核」として、「医療や福祉、地域などとの連携のコーディネーター」としての役割なども提言されている。これらの提言については日常の保健室での職務、児童生徒の対応と並行して、関係教職員の協力の下、計画的に進められなければならない。校内連携なくしては成し得ないであろう。

次に、教育活動における児童生徒との関わりを図5に示した。この図が示すように、子どもとの関わりは保健室来室だけには止まらず、保健委員会や部活動等、多岐に亘っている様子が窺えた。



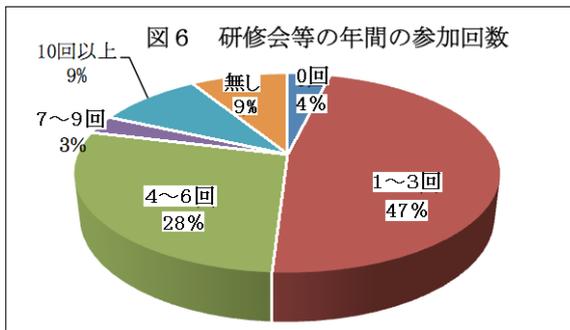
養護教諭の職務内容が多岐に亘っている様子は、以下に示す具体的な養護教諭の一日の様子からもわかる。これは、研究会参加の養護教諭で協議により、時系列に従ってモデル化したものであり、学校行事や大きな事故などのない一日である。

表1 養護教諭の一日

時定		職務
8:20	登校	保健室換気、掃除、湯沸かし、生徒の登校状況視診
8:20-8:40	朝学習	出席確認、保健室登校の生徒の担任と1日の打ち合わせ、校内メール確認
8:40-8:50	休憩	来室生徒対応（検温者1名、身長計測3名）、欠席生徒数報告
8:50-9:40	1時間目	保健室登校生徒と1日の時間割作りと課題を与える。 来室生徒対応（腹痛・検温）担任へ連絡。タオル、リネン類洗濯。
9:40-9:50	休憩	来室生徒対応（身長計測3名、体育授業見学者対応2名）。
9:50-10:40	2時間目	欠席生徒連絡報告受ける（新型インフルエンザ対応のため）。 石けん・手指消毒剤補充。統計作業。
10:40-10:50	休憩	保健室登校生徒とカウンセリングルームへ。
10:50-11:40	3時間目	来室生徒対応（受診必要な外科疾患の生徒）担任、管理職、保護者と連絡。受診用の書類作成。
11:40-11:50	休憩	来室生徒対応（熱発1名）早退指導→担任教員→保護者連絡と引き渡し。 体育での怪我について保健室資料用意（4時間目の会議用）
11:50-12:40	4時間目	体育科会議参加
12:40-13:20	昼休憩	（保健室にて昼食）健康相談生徒対応、体育授業見学者対応。 日本スポーツ振興センター手続き説明（2名）
13:20-14:10	5時間目	保健指導教材研究（栄養指導）・保健室登校生徒課題確認
14:10-14:20	休憩	来室生徒対応（外科疾患の処置2名）
14:20-15:10	6時間目	保健便り作成
15:20-15:40	帰りのH.R.	担任教員へ生徒へ伝えて欲しいことを伝達（うがい手洗い奨励・保健便り配布）
15:40-17:30	放課後の活動	運動部生徒のテーピング指導。保健委員会活動。一日の来室者確認。部活指導へ。

2. 養護教諭の研修

公立学校に勤務する教員は、教育公務員としての研修が義務づけられており、比較的、研修機会が多い。文部科学省調査では、10年研修の研修日数は約36日間⁽²⁾となっている。教職年数5年目からの研修は5日間であるという（養護教諭は初任研で26～28日、10年研で15日前後）。しかし、前述したように一人で保健室を任されている私立学校の養護教諭は、生徒児童の来室対応等のため、思うように保健室を空けられないという声が大きいの。平成20年の中央教育審議会答申の中でも、「養護教諭については一人配置が多いことから、…学校内外における研修に困難が生じたり…」とある。実際、今回のアンケート調査でも、年間の研修参加平均日数は3～4日であった。また、「0回」との回答が4%となっていることも見逃してはならないであろう。



3. 教員免許更新講習

研修に出にくい環境の中、スタートした更新講習であるが開催の時期については大方の予想通り、90%が夏休みなどの長期休暇で受けたいとの結果であった（図7）。

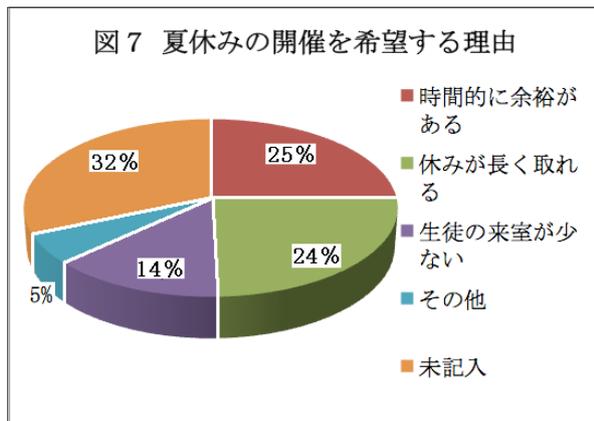


表2 講習の内容についての要望

- ・最新の健康諸問題
- ・公立学校の状況
- ・健康診断と事後処理
- ・保健室経営
- ・応急処置とその実技
- ・医学的な専門知識
(特にアレルギー、慢性疾患、外科一般など)
- ・メンタルケア、発達障害、アスペルガー、保健室登校、不登校の対応
- ・保健指導（性教育、ドラッグなど）
- ・学校全体としての学校保健、特別支援、危機管理、学校保健委員会
- ・法規関係

また、希望される内容としては、「専門的な救急処置」「カウンセリング」などを筆頭に表2に示す通りである。私立学校は、共学・男子校／女子校の別、教育方針の特徴、カリキュラムの自主性等々、学校独自の教育が尊重され、多種多様な教育指導が展開されている点で学校差が大きい。児童生徒を取り巻く環境や学力・体力も学校による違いや特徴が見られる。保健室も当然のことながらその学校や児童生徒に合うように経営されており、養護教諭の職務も同様に学校によって大きく違いが出てくるものである。そのような点から、求められる講習内容も、実際の現場の中で学びたいと実感しているテーマであることから、様々なものがあがってきているようである。このような要望に対応するためには、多種多様な分野・テーマから勤務校に合った受講内容を、選択できるようなシステムの構築が必要と思われる。また、回答の中には、「ディスカッション」や「他校の保健室の様子を知りたい」など、養護教諭同士のコミュニケーションを求めているものも多かった。他の養護教諭の「生きた実践」を共有することが、児童生徒との現場での対応にどれほど役立ち、養護教諭としてさらに資質の向上・成長するための支えとなるか、期待されている結果であると考えられる。

◆これからの講習会・研修会を考える

今回、日本私学教育研究所主催の8月に開催された講習会⁽¹⁾に参加された方からの終了時のアンケートでは、「講習会の内容が素晴らしく満足であった」などの回答が多かった。実施された内容は表3の通りである。

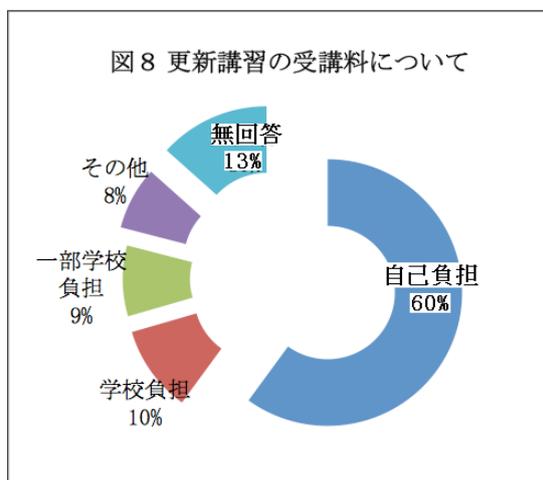


表3 8月開催の講習内容

8月2日～4日（千葉市 OVTA）

- 「性感染症について」 黒田 秀也 氏
- 「学校保健の歴史と養護教諭の活動」 渡部 月子 氏
- 「学校で実践！子どものからだ・こころづくり」 野井 真吾 氏
- 「事例から学ぶ学校危機管理」 堀切 忠和 氏

8月19日～21日（大阪市）

- 「学校保健の歴史と養護教諭の活動」 河内 信子 氏
- 「食物アレルギーについて」 伊藤節子 氏
- 「学校臨床の中に見る心理療法とカウンセリング」 牧 剛史 氏
- 「法化社会と医療・教育現場」 谷 直之 氏

2010年度での廃止も検討されている更新講習であるが、受講した養護教諭から賞賛されているという事実には、上記のように、研修機会が少ないという私立学校の養護教諭の現状も影響していると考えられる。実際、研修会・講習会では、他校の養護教諭とディスカッションしながら事例や体験などを語り合い、そのことで視野を広げ、一人職場で不安に思う事柄に対して共感し合いながら自信をつけているとの声も多い。免許更新の是非はともかく、その義務化が私立学校の養護教諭にも研修機会を与えたことは事実である。そして、免許更新という場ではない研修機会を求める養護教諭の声が多いのも事実である。今後は、そのような研修の充実が必要であろう。とりわけ、その中で養護教諭同士の連携が生まれ、新たに切磋琢磨し合うことができる環境が求められている。養護教諭のネットワークを充実して、私立学校全体の学校保健が一層推進するような研修会・講習会の積極的な設定が期待される。しかし、どのような研修であっても、養護教諭自身の前向きな姿勢と学校保健の推進を図ろうとする学校の体制とサポートがなければ実りある研修は実現できないとも考える。

[注] (1) 千葉市 OVTA にて8月2日～4日開催、及び大阪市にて8月19日～21日開催の講習会

(2) 教職経験者研修実施状況調査結果（平成19年度）について 文部科学省 初等中等教育局
10年経験者研修実施状況調査結果（平成19年度）について 文部科学省 初等中等教育局

[参考文献]

平成20年度中央教育審議会答申

「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」 II, 2, (1), ③④

清水俊彦（平成20年）教員免許更新制の概要とポイント 教育開発研究所

鈴木正幸・加藤幸次・辻村哲夫（平成20年）教員免許更新制と評価・認定システム 黎明書房

藤田和也（平成20年）保健室と養護教諭 国土社

森 昭三（平成21年）変革期の養護教諭 大修館書房

養護教諭実務研究会（平成8年）養護教諭 第一法規

養護教諭向け更新講習の基礎調査および教材開発（平成21年） 日本私学教育研究所